

京都市告示第 81 号

景観法第92条第1項の規定により、平成17年5月9日付で景観整備機構として指定した財団法人京都市景観・まちづくりセンターから、同条第3項の規定に基づき、法人格を変更する旨の届出があったため、同条第4項の規定に基づき、当該景観整備機構の法人名称の変更について公示します。

平成24年5月28日

京都市長 門川 大作

景観整備機構の名称「財団法人京都市景観・まちづくりセンター」を「公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター」に改めます。

(都市計画局都市景観部景観政策課)